

# 大和市文化芸術振興基本計画[第3期]（案）





はじめに

# 大和市文化芸術振興基本計画 [第3期]

## 目次

計画策定にあたって

第2期計画の取り組みと評価

文化芸術を取り巻く環境の変化

計画の体系

文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング

附属資料

## 計画策定にあたって

計画策定の背景

計画策定の目的

計画が対象とする文化芸術の領域

計画の期間

計画の性格

## (1) 計画策定の背景

### ①国の取り組み

#### ○文化芸術に関する法整備

- ・我が国では、国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年（2001年）に「文化芸術振興基本法（以下、基本法）」を制定し、文化芸術の振興を図るための基本理念を明らかにするとともに、実現のための施策の方向性が示されました。さらに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な方針となる基本方針を策定し、文化芸術の振興に取り組んできました。
- ・また、「基本法」の基本理念に基づき、地域の文化拠点として重要な役割を担う劇場、音楽堂等に対し、その定義を明確にし、活性化を図ることを目的として、平成24年（2012年）に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下、劇場法）」を制定しました。これにより、劇場、音楽堂等の法的位置づけやその役割、実現のための施策を明確にし、実演芸術をはじめとする地域の文化芸術の振興のための環境整備が一層図られることとなりました。

#### ○文化芸術を取り巻く社会状況の変化

- ・今日、少子高齢化やグローバル化の進展など社会状況が大きく変化する中で、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる関連施策に取り込み、得られた成果を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させる総合的な文化芸術政策が求められるようになりました。
- ・さらに、平成32年（2020年）の開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）は、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典であることから、これを契機として実施する「文化プログラム」の全国展開を図ることで、我が国の文化芸術を世界へ発信するとともに、次世代に誇れる文化芸術の新たな価値をレガシー（遺産）として創出する好機としています。

#### ○基本法の改正

- ・このような社会状況の変化に対応するため、平成29年（2017年）に「基本法」の初めてとなる改正が行われ、名称も「文化芸術基本法（以下、改正基本法）」と改めました。「改正基本法」では、基本理念や基本的施策の内容等を見直すほか、文化芸術政策の目指すべき姿や施策の方向性を示す「文化芸術推進基本計画」を策定することとし、従来文化芸術の振興にとどまらず、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開を図ることとしています。
- ・平成30年（2018年）には、「文化芸術推進基本計画」が策定され、それに合わせて文化芸術と関連分野との連携を図るための各個別法や国家戦略が制定、策定されるなど、我が国の文化芸術施策は大きな転換点を迎えています。

## ②神奈川県取り組み

- ・神奈川県では、平成20年（2008年）に、県内における多様な文化芸術の振興を図るため、「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、平成21年（2009年）には、同条例に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標および施策の方向性を示すことを目的とした「かながわ文化芸術振興計画」を策定しました。
- ・これにより、創造型劇場である「神奈川芸術劇場（KAAT）」の活用や文化芸術によるまちのにぎわいづくりを目指す「マグネット・カルチャー（マグカル）事業」を積極的に展開し、神奈川県独自の文化芸術施策を実施しています。

## ③本市取り組み

### ○本市の文化芸術施策の歩み

- ・本市では、平成21年（2009年）、誰もが共通して願う「健康」を市政の中心に据え、「健康創造都市やまと」を将来都市像に掲げる「第8次大和市総合計画」（以下、総合計画）を、市政における最上位計画として策定しました。この総合計画では都市の構成要素である「人」、「まち」、「社会」を健康の視点で捉え、それぞれを良好な状態することにより、市民生活の向上を図るまちづくりを目指しています。
- ・文化芸術の分野では、「基本法」において地方自治体の責務として定めた「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策の策定及び実施する」ことを踏まえ、本市の将来都市像を文化芸術の側面から実現を図るため、同年に「大和市文化芸術振興条例（以下、条例）」を制定しました。
- ・この「条例」は、本市における文化芸術振興の基本理念のほか、市民、市の役割、その他施策の基本となる事項等を定め、文化芸術振興のための総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すという本市の明確な意思を示すものです。
- ・また、「条例」に基づくプランとして、文化芸術振興に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、平成23年（2011年）に「大和市文化芸術振興基本計画」を策定して以降、計画に基づいて様々な文化芸術事業を展開しています。

### ○文化創造拠点の誕生

- ・昭和47年の開館以降、長年にわたり市民の文化芸術の発表の場としてその活動を支えてきた「生涯学習センターホール」は、建物の老朽化や設備機能の著しい低下などにより市民の文化芸術活動に対する高いニーズに十分応えることが難しくなったことから、新たな芸術文化ホール建設への大きな期待が寄せられることとなりました。
- ・そのような背景から、本市では大和駅東側第4地区における文化複合施設「文化創造拠点シリュウス」の整備に向けた取り組みを進め、平成28年（2016年）11月、同施設内に念願となる「やまと芸術文化ホール」を開館しました。
- ・同施設は高い音響性能や舞台設備を備えたメインホールをはじめ、さまざまな用途にも対応できるサブホールのほか、大型作品を含む幅広い展示ができる本格的なギャラリーなどを有し、市民の文化芸術活動を支え、創造力を育む文化創造拠点として、多くの市民に親しまれる施設となるなど、本市の文化芸術の環境は大きくかつ急速に変化をしています。

## (2) 計画策定の目的

- ・平成31年(2019年)3月には、「総合計画」が10年の計画期間を終え、これからの10年間を見据えた新しい計画(以下、次期総合計画)を策定し、新しい時代のまちづくりの方向性が示されます。
- ・同様に、現在運用している「大和市文化芸術振興基本計画[第2期](以下、第2期計画)」が、その計画期間を終えることから、文化芸術を取り巻くあらゆる状況の変化等を踏まえ、「第2期計画」の内容を見直し、本市における文化芸術の振興を一層図っていくため、「大和市文化芸術振興基本計画[第3期](以下、本計画)」を策定します。

## (3) 計画が対象とする文化芸術の領域

- ・本計画においては、文化芸術の振興に焦点を当て、「改正基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財などを対象とします。
- ・どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。
- ・また、その振興にあたっては、関係する他分野との連携を図りながら、具体的な取り組みを推進します。

### 「改正基本法」における文化芸術の例示

**芸術**：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

**メディア芸術**：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術

**伝統芸能**：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

**芸能**：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

**生活文化**：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

**国民娯楽**：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

**出版物及びレコード等**

**文化財等**：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

**地域における文化芸術**：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能、文化的景観



#### (4) 計画の期間

- ・本計画は、「次期総合計画」の前期基本計画との整合を図り、計画期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成33年 2021年	平成34年 2022年	平成35年 2023年	平成36年 2024年	
次期総合計画 (前期基本計画)	平成31年（2019年）～						
大和市 文化芸術振興条例	平成21年（2009年）～						
大和市 文化芸術振興基本計画	平成31年（2019年）～						
文化芸術推進 基本計画	平成30年（2018年）～						

## (5) 計画の性格

- ・本計画は、第2期計画の考えを継承するとともに、国の動向を踏まえ、次の4つの性格を持ったプランとします。

### ①将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

- ・「総合計画」は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。
- ・本計画は、次期総合計画に掲げられた将来都市像「健康都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランです。

### ②条例の目的、基本理念を具現化する計画

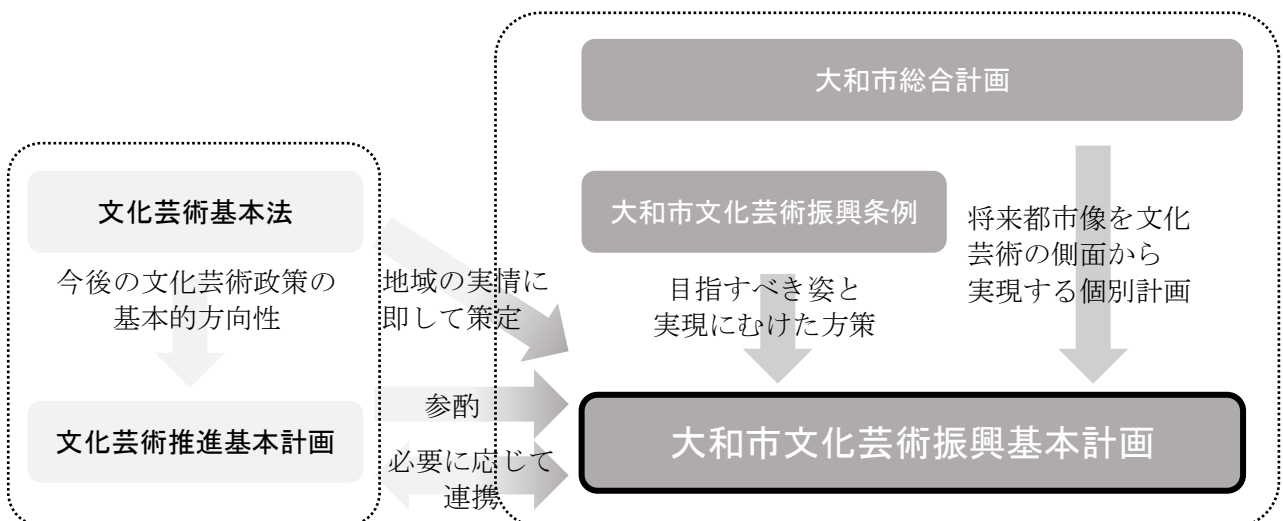
- ・「条例」は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示すもので、文化芸術振興の拠り所となるものです。
- ・「本計画」は、この条例に定められた目的、基本理念を具現化するため、目指すべき姿およびその実現に向けた方策を示すプランです。

### ③市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

- ・「条例」には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。
- ・「本計画」は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

### ④「改正基本法」の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

- ・改正基本法第7条の2では、国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下、地方文化芸術推進基本計画）を策定するよう努めることとしています。
- ・「本計画」は、「改正基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけ、本市の施策の推進にあたり、必要に応じて国の施策との連携を図るプランです。



## 第2期計画の取り組みと評価

施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

施策目標4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

施策目標6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

## 施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

【モニタリング項目 1】過去 1 年間において 1 回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合

目標値	80.0%
実績値	平成 30 年度
	65.9%

【モニタリング項目 2】自ら文化芸術活動を行っている市民の割合

目標値	40.0%
実績値	平成 30 年度
	30.5%

【モニタリング項目 3】文化芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合

目標値	56.4%
実績値	平成 28 年度
	45.7%

### 【現状と課題】

#### ○幅広い文化芸術事業展開

やまと芸術文化ホールの開館により、これまで本市で見える機会の少なかった質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供しているほか、プロのアーティストとの交流を通じて文化芸術への理解を深めるなど、市民の創造意欲を掘り起こし、主体的な活動へつなげる取り組みが進んでいます。

しかし、アンケート調査の結果から、時間的な余裕がないことや情報が十分伝わっていないなどの理由により、これらの鑑賞、活動に参加できていない市民も多いことから、それらのニーズに対する状況を把握し、取り組みを一層強化していく必要があります。

#### ○地域間連携、他分野連携

市内の文化芸術活動がやまと芸術文化ホールに集中し、各地域で定着していた活動が希薄になることが懸念されます。やまと芸術文化ホールを拠点として、地域の文化施設が連携し、文化芸術活動の促進、展開を一層図り、より身近な場所で文化芸術を親しめる環境づくりに努めます。

また、文化芸術により生み出される多様な価値は、私たちの生活に様々な恩恵をもたらすことから、あらゆる分野においてその価値を発揮するとともに、文化芸術の裾野を広げていくための取り組みを推進します。

#### ○文化芸術への関わり方の多様化

文化芸術に関わる活動は、表現者や鑑賞者としてだけでなく、イベントにおけるボランティアスタッフや寄附活動による支援など、その形態は様々です。寄附活動については、文化芸術活動を継続的かつ安定的に行うため、資金面から文化芸術を支える重要な要素であることから、市で管理している基金の周知を図り、より多くの支援を集められるよう働きかけを強化します。

## 施策目標 2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

【モニタリング項目 1】大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合

目標値	42.9%
実績値	平成 28 年度
	38.3%

【モニタリング項目 2】歴史文化施設の利用者数

目標値	51,300 人
実績値	平成 29 年度
	39,997 人

### 【現状と課題】

#### ○地域文化の継承

文化財の調査研究は地道な作業であり、その調査成果は必ずしも万人に親しみやすいものではありませんが、研究目的の調査報告書のほか、わかりやすさを重視した刊行物の発行や文化財関連講座の開催、市民の知的欲求に応えられる展示テーマを模索し、市の歴史や文化を身近に感じてもらえるよう努めます。また、各催しの周知を強化するためHPの充実等PR活動に力を入れます。

平成 29 年度においては、「福田の廻り地蔵および講中道具」を新たに市指定重要有形民俗文化財に指定するとともに、それを披露するための巡回展を開催するとともに、市域の冠婚葬祭の変遷に関する報告書及び福田地区に残る伝説を題材とした絵本を刊行し、広く市民に紹介しました。

#### ○歴史文化施設の利用

歴史文化施設においては、季節ごとの展示替えや企画展の開催により、市域の風習や文化財の紹介に努めていますが、特に若い世代を中心に施設の利用者数が伸び悩んでいます。各種調査（建造物、歴史資料、民俗、埋蔵文化財）を実施するとともに、講や民俗芸能等の無形文化財の映像記録を作成し、記録保存および啓発に努めています。さらに、各種講座の開催や市域の民話・伝説を紹介する絵本を作成し、郷土の歴史に興味を持ってもらえるような工夫をしています。

### 施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

#### 【モニタリング項目1】市立小学校の文化芸術鑑賞・体験1校当たりの実施回数

目標値	2.7回
実績値	平成29年度
	3.4回

#### 【モニタリング項目2】市立小学校の文化芸術鑑賞・体験1校当たりの実施回数

目標値	1.2回
実績値	平成29年度
	1.3回

#### 【モニタリング項目3】対話による美術鑑賞ガイドスタッフの登録者数

目標値	50人
実績値	平成29年度
	54人

#### 【現状と課題】

##### ○子どもが文化芸術に親しむ機会の提供

教育委員会と協力して実施している対話による美術鑑賞授業をはじめ、学校教育の中で文化芸術の鑑賞や活動が取り入れられ、子どもたちが本物の作品や舞台芸術に触れる機会が着実に増えています。

また、やまと芸術文化ホールでは子どもを対象にした公演やプロのアーティストとのワークショップ等の事業が展開されるなど、子どもが文化芸術に親しむ環境づくりが着実に進められています。

アンケート調査などでも子どもを対象にした文化芸術事業の展開に期待する声が多く寄せられていることから、引き続き事業を推進していくこととします。

##### ○文化芸術の担い手育成

子どもたちの文化芸術の興味、関心を効果的に引き出し、次代の担い手として定着、成長していくため、子どもたちの文化芸術活動をサポートする体制を教育委員会、文化芸術団体等と連携を図りながら整備し、着実に次代につなげるための仕組みを検討、強化していく必要があります。

## 施策目標 4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

### 【モニタリング項目 1】 イラストレーションデザインコンペの年間応募者数

目標値	600 人
実績値	平成 29 年度
	317 人

### 【モニタリング項目 2】 イラストレーションデザインコンペ入賞者への制作依頼件数

目標値	30 件
実績値	平成 29 年度
	22 件

### 【モニタリング項目 3】 やまと子ども伝統文化塾受講者数（累計）

目標値	1,000 人
実績値	平成 29 年度
	1,063 人

## 【現状と課題】

### ○文化芸術の継承

全国の若い世代を対象に実施しているイラストレーションデザインコンペは、応募者数が伸び悩むものの、全国各地から作品の応募があり、若い世代の創造活動の促進に寄与しています。今後も継続して開催し、イベントの更なる周知を図ります。

また、入賞者を活用したイラスト制作は、庁内を中心に制作依頼の仕組みが浸透してきたことから、ポスター、チラシへのイラスト制作の依頼が増えています。今後は商店会や商工会議所等の外部団体との連携を検討し、入賞者の活用方法を増やすなど、更なる発展を目指します。

やまと子ども伝統文化塾の受講者数は増加傾向にあり、複数年定着して受講する子どもや家族や友人の誘いにより新たに参加するなど、受講のきっかけは様々です。これらの伝統文化を習得した子どもがその継承者へと着実につなげていくため、文化芸術団体等と連携し、継続して支援をするための仕組みづくりが必要です。

### ○文化芸術を支える人材、体制整備

文化芸術団体を構成するメンバーの高齢化が進み、団体の自主的な活動に支障をきたす状況が起りつつあります。事業全体をまとめるコーディネーターや必要な会場の確保、関係者との調整、運営をサポートするボランティアなど、文化芸術の支援者が継続的な活動に欠かせない存在となっています。今後、そのような支援者の活躍の場の創出を図りながら、人材確保に取り組んでいく必要があります。

## 施策目標 5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

### 【モニタリング項目 1】芸術文化ホール年間利用者数

項目	230,000 人
実績値	平成 29 年度
	306,018 人

### 【モニタリング項目 2】芸術文化ホールホームページのアクセス件数（累計）

項目	620,000 件
実績値	平成 29 年度
	864,710 件

### 【モニタリング項目 3】YAMATO ART100 来場者数

項目	115,000 人
実績値	平成 29 年度
	55,949 人

### 【現状と課題】

#### ○やまと芸術文化ホールによるPR

やまと芸術文化ホールは開館以来高い稼働率を維持し、その利用者数は想定を大幅に上回るものです。文化芸術の拠点として、市内外をはじめ、全国的に注目をされていることもあり、市主催の事業のほか、各文化芸術団体が開催するイベントも規模を拡大し、文化芸術を通じた本市のPRに大きく寄与しています。

やまと芸術文化ホールの運営については、利用者の意見を伺いつつ、指定管理者との情報共有を図りながら、より利用しやすい施設を目指します。

#### ○情報発信の強化

文化芸術に関する情報は、市、財団、芸術文化ホールなどが情報発信していますが、それぞれのページが異なるため、情報が分散し、市民にとって分かりづらい状況となっています。

これらを今後開設予定の大和市版文化芸術プラットフォームに集約するとともに、文化庁や神奈川県が運用を進めているホームページとの連動を図るほか、近年利用が拡大しているスマートフォン専用ホームページ及びアプリケーション、SNSの使用を検討し、情報発信の強化を目指します。

また、文化芸術顕彰者によるイベントを継続して開催し、市内を中心に活躍される芸術家を紹介することで、本市の文化芸術の魅力を広くPRします。



## 施策目標 6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

### 【モニタリング項目 1】国際交流が行われていると思う市民の割合

目標値	30.0%
実績値	平成 28 年度
	22.3%

### 【モニタリング項目 2】やまと世界料理の屋台村の認知状況

目標値	40.0%
実績値	平成 30 年度
	16.3%

### 【現状と課題】

#### ○文化芸術を通じた国際交流の機会の充実

やまと芸術文化ホールの開館を機に、友好都市である韓国光明市合唱団を招聘し、本市合唱団等とのコラボレーションを通じた文化芸術交流が実現しました。引き続き光明市をはじめとする海外都市との文化芸術を通じた国際交流による機会の充実を図ります。

#### ○文化プログラムの展開

「2019年ラグビーワールドカップ」および「東京2020大会」では多くの訪日外国人が、大会開催都市を中心に様々な都市に観光で訪れることが予想されます。本市においては、これらの大会を契機とする「文化プログラム」について、文化庁や神奈川県と連携を図りつつ、本市で開催される各文化事業についてPRに努めます。



## 文化芸術を取り巻く環境の変化

人口減少社会とライフスタイルの多様化への対応

幅広い情報通信技術の活用

地域の魅力を創出し、独自性のあるまちの実現

## (1) 人口減少社会とライフスタイルの多様化への対応

我が国では少子高齢化の進展に伴い、平成20年（2008年）に人口減少社会に推移しました。この状態が続けば、経済の縮小や医療・介護費の逼迫など、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においては、次期総合計画の推定によれば、今後もわずかに人口増加をし続け、本計画の期間が終了する平成35年（2023年）に約24万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少するものとしています。そして、その間も少子高齢化は一層進展し続け、人口構成も大きく変わることが予想されています。

こうした中で、平均寿命は男女ともに80歳を超え、「人生100年時代」との言葉どおり、定年後も自らの能力を発揮し、また新たな才能を発掘することで、意欲的に自分らしいセカンドキャリアを築く人が増えています。また、生涯未婚率の上昇やパートナーとの死別などにより、いわゆる「おひとり様」と呼ばれる単身者が増えたことは、地域のコミュニティ形成やビジネスにおけるサービス提供の在り方に変化をもたらすなど、人の一生の捉え方の変化やライフスタイルの多様化が社会に与える影響には今後も注視していく必要があります。

このような社会状況の変化に対応するため、関連する分野との幅広い連携を図りながら、年齢や障がいの有無、経済状況等に関わらず、誰もが文化芸術に親しめるための環境整備を推進し、文化芸術によって生み出される多様な価値を地域の諸課題の改善や解決につなげる総合的な施策が求められます。

### ・文化芸術を支える基盤の脆弱化 ⇒ 視点①：文化芸術活動の環境整備

市民による自発的かつ主体的な文化芸術活動は、本市の文化芸術を支える重要な基盤です。しかし、今後確実に訪れる人口減少社会の到来は、その基盤の脆弱化を招く大きな懸念となります。

市民の文化芸術活動が将来にわたり安定して行われるためには、あらゆる主体と協力し、人的、金銭的等のあらゆる面で活動を支えるための環境を一体となって整備することが必要になります。

### ・深刻な文化芸術の担い手不足 ⇒ 視点②：文化芸術の未来への継承

文化芸術は、長い年月をかけて多くの人々の力によって形づくられるものですが、少子高齢化の進展は深刻な後継者不足、活動メンバーの高齢化を招き、活動の硬直化、単調化から円滑な継承の妨げとなる恐れもあります。

全ての人々が文化芸術を担い、その継承者となりうるものとして捉え、活動を始めるきっかけづくりや継続的な活動につなげられるよう、それぞれの対象に合わせた切れ目ない支援が求められます。

### ・地域コミュニティの衰退への懸念 ⇒ 視点③：文化芸術活動による交流の促進

居住年数の浅い若い世代や単身者は地域とつながる機会が比較的少なく、地域との関係性が希薄になることが懸念されています。また、そのような世帯の増加は地域コミュニティの衰退の一因ともなることから、人と地域をつなぐ施策が求められています。

文化芸術を通じた交流は、人と人とのつながりを深め、活気あるコミュニティ形成の契機として寄せられる期待が一層高まっています。そのような文化芸術の役割に着目し、地域の中で身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、他の生活分野との連携が必要になります。

## (2) 幅広い情報通信技術 (Information and Communication Technology:以下、ICT) の活用

パソコン技術の向上やインターネットの普及によるICTの発展は、今やあらゆる分野で活用が進み、私たちの生活に多大な利便性をもたらすものとして一定の地位を占めるようになっていきました。そして、このような技術の発展および活用は今後ますます加速するものと予想されます。

その主な原動力となっているのが、スマートフォンの急速な普及であり、平成29年版(2017年)情報通信白書(総務省発行)によれば、平成28年(2016年)には国内の世帯単位で7割、個人単位でも5割を上回る保有率を記録し、平成23年(2011年)からの5年間と比較して約4倍にまで上昇しています。

そして、スマートフォンの普及と同時に広がりを見せるソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)の発展は、誰もが情報の発信者として短時間かつ広範に伝達することを可能にし、また、それらの情報を享受することをこれまで以上に容易にするなど、情報メディアの在り方を大きく変容させました。

特に若い世代では、スマートフォンの普及率、一日のSNSの利用時間の割合が高く、すでに40代以下の世代では、パソコンよりもスマートフォンの利用が多くなっていることから、若い世代から順次、利用の中心がシフトしている様子がうかがえます。

これら情報通信技術を文化芸術活動に活用することで、その成果の普及や発信および享受を通じ、人と文化芸術とのつながりを強め、多様で広範な活動の展開に大きく貢献することが期待されます。

### ・あらゆる情報が溢れる社会 ⇒ 視点①：情報発信のプラットフォームの構築

文化芸術に関する情報は、市のほかに各施設、文化芸術団体等がそれぞれ発信しており、情報が分散している状態にあります。あらゆる情報が溢れる現代において、そのような情報が埋もれ、必要としている人の目に触れられないことも考えられます。

文化芸術に関する情報発信機能を強化するため、分散している情報を集約、整理するプラットフォームを構築し、これを活用することで効果的な情報提供の在り方への転換が必要になります。

### ・新たな情報媒体の活用 ⇒ 視点②：SNS等を活用した情報媒体の充実

本市の情報発信は、広報やまとを中心に、ホームページなどを媒体に行っていますが、その効果は一定程度にとどまり、必要な情報が届いているとは限りません。特に若い世代は、上記のような情報源に触れる機会が少なく、イベント等の認知状況もあまり良くないのが現状です。

あらゆる世代に対して確実に情報を届け、文化芸術とつなぐため、従来の広報媒体に加え、若い世代を中心に利用が進んでいるSNS等の活用を推進します。

### (3) 地域の魅力を創出し、独自性のあるまちの実現

日々グローバル化が進む我が国では、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の交流が盛んに行われています。特に文化芸術を通じた国際交流は、文化の多様性や互いの価値観への理解を促進することからその重要性が一層増しています。

一方で、前項で取り上げたICTの発展も相まって、人と人との交流のほか、その場にいながら国内外のあらゆるモノやサービスの提供を受けられるようになったことは、地域の文化の均質化を招き、地域に対する愛着意識が薄れることが懸念されています。

そのためには、より多くの方が地域に愛着を感じ、「住み続けたい」と思われるまちづくりの取り組みが必要になります。文化芸術の観点からは、文化芸術の持つ多様な価値をまちづくりに生かし、大和らしい魅力あるまちを形成することが求められます。

また、2020年東京大会はスポーツの祭典と同時に文化の祭典であることから、これを契機とする「文化プログラム」の全国展開を図ることとしています。各地域の文化芸術を広く発信するとともに、文化プログラムによって創出された新たな文化芸術の価値を大会開催後も遺産（レガシー）として残し、まちの魅力として活用していくことを考えなければいけません。

#### ・多様な文化に親しむ ⇒ 視点①：文化芸術を通じた国際交流

本市には75ヶ国という多様な国籍と、総人口のおよそ3%にあたる6,500人を超す外国籍市民が在籍しており、そのうち60%以上の方が永住者として暮らしています。このような方々の存在は、本市の多様な文化を形成する上で重要な役割を担っています。

条例に掲げる「多文化共生のための施策」の更なる推進を図り、文化芸術による国境を越えた交流が活発になることは、大和らしさを創出する大切な要素となります。

#### ・地域への理解、愛着を育む ⇒ 視点②：歴史的文化財の保存および活用

地域に伝わる伝統行事や歴史的な文化遺産の数多くは、市民の貴重な財産として継承されています。これら文化財は地域の歴史や文化を認識させ、地域への理解や愛着を育み、個性あるまちづくりの基礎となるものです。

文化財を確実に次代へ継承しつつ、公開、活用等の積極的な鑑賞機会の提供を通じ、文化財に対する市民への理解とそれによる新たな価値の創出を図ることが求められます。

#### ・まちの活力を増進する ⇒ 視点③：文化芸術によるまちの魅力づくり

文化施設等で行われる文化芸術活動は、その周辺の観光、産業、まちづくりなど、まちの活力を増進する関連分野への波及効果が極めて高いものと考えます。

これらの分野との連携を密にし、文化芸術による魅力あるまちの形成につなげることで、住み続けたい、住んでみたいと選ばれるまちの実現に寄与するとともに、それによって得られた成果を文化芸術の振興に生かす総合的な取り組みが必要になります。

## 計画の体系

計画の基本的な考え方

目指すべき姿

施策の方向性

施策目標と具体的方策

計画の体系図

## (1) 計画の基本的な考え方

- ・「条例」には、本市において文化芸術振興を図る目的と基本理念が示されています。
- ・この考えは、「本計画」で掲げる目指すべき姿や施策を進めるうえでの基本となるものです。

### 大和市文化芸術振興条例

#### 第1条（目的）

- この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 第2条（基本理念）

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

## (2) 目指すべき姿

- ・地域固有の文化や歴史を守り、市民による多彩な文化芸術活動を育てることは、まちへの誇りと愛着を深め、地域の個性の発揮と活力の向上に大きな役割を果たします。
- ・また文化芸術は、人々の心に潤いや安らぎ、豊かな心を育むもの、人と人とのつながりを深め、まちに元気をもたらすものとして、大きな期待が寄せられています。
- ・本市では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活および活力ある地域社会を実現するため、文化芸術によって市民・まちが輝ける「文化の薫るまち やまと」を目指します。

心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現

イメージ化

文化の薫るまち やまと



### (3) 施策の方向性

前項に掲げる目指すべき姿「文化の薫るまち やまと」の実現に向けて、これまでの計画での課題や文化芸術を取り巻く社会状況の変化による視点を踏まえ、各施策をより実効性のあるものとするため、重点的に取り組むべき事項を施策の方向性として設定します。

#### ○エンパワーメント ～市民の創造力・文化力の向上～

誰もが主体的かつ自発的に文化芸術活動を行うための支援として、その活動を支える場の提供および人材の育成、充実等の文化芸術に親しめる環境整備に取り組みます。

また、文化芸術による交流は、人と人との相互理解を深め、活気あるコミュニティ形成の契機にもなることから、地域の中でさまざまな文化芸術と出会う機会を増やします。

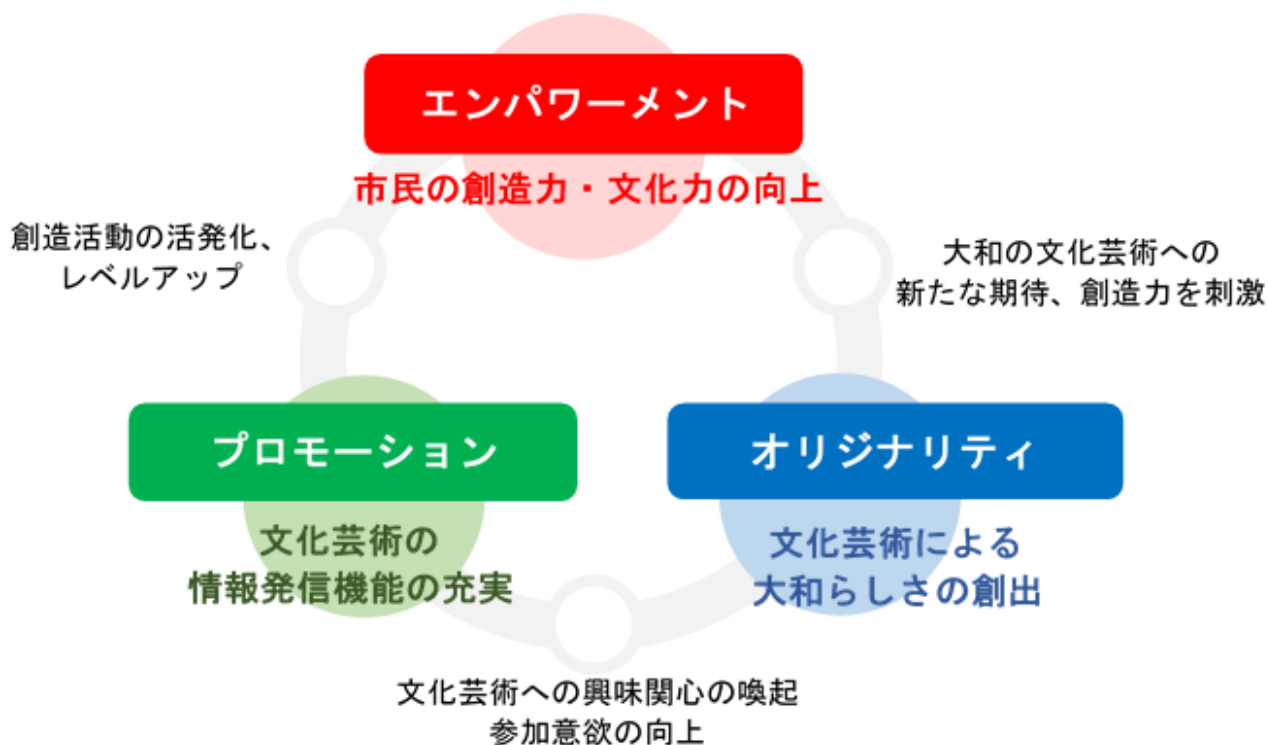
#### ○プロモーション ～文化芸術の情報発信機能の充実～

市内で行われている多彩な文化芸術活動に関する情報を確実に市民に届け、興味や関心、参加意欲の喚起を促すための工夫を凝らしつつ、あらゆる媒体を活用した情報発信機能の充実を図ります。

#### ○オリジナリティ ～文化芸術による大和らしさの創出～

大和で守り育てられてきた文化的魅力や地域の伝統行事、地域特性を生かし、個性的で独自性のある文化芸術事業を展開することで、まちの魅力を高め、大和らしさを創出します。

上記の3つの要素を基本的な施策の方向性として推進するとともに、各要素が関連し合うことによって生まれる相乗効果を最大限発揮することで、目指すべき姿の実現に向けた取り組みをより実行力のあるものにします。



## (4) 施策目標と具体的方策

### ①市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

**重点方策：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備** エンパワーメント

年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域に関わらず、身近な場所で日常的に文化芸術に触れ、親しむことのできる機会の提供などを通じ、誰もが文化芸術に参画できる環境の整備を進めます。

#### 方策①：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援

市民の文化芸術に対する関心や創造意欲を創出するきっかけづくりや具体的な文化芸術活動につなげていくため、文化芸術団体との連携を図りながら、個々の状況に応じて、相談や創造、発表の機会と場の提供などの支援を行います。

#### 方策②：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実

市民が、喜びや感動を味わうとともに、芸術的感性を磨き、創造意欲を高めていくことができるよう、幅広いジャンルでプロのアーティストなどによる芸術性の高い文化芸術作品を鑑賞する機会をつくれます。

#### 方策③：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

文化芸術には福祉や産業、まちづくりとった市民の生活に関わる様々な分野への波及効果があります。これらの分野における施策との連携を深め、文化芸術の力を広く社会へ生かす取り組みを進めます。

## ②地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

**重点方策：歴史的資源の保存、継承、活用の推進** **オリジナリティ**・**プロモーション**

市内に存在する歴史的資源を市民の貴重な財産として確実に後世に継承するため、文化財の調査、修復、保存を適切に行うとともに、これらを大和の魅力を形成する一つととらえ、歴史、文化を生かしたまちづくりのため、鑑賞機会の提供等積極的な活用を推進します。

### 方 策 ①：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実

地域の歴史や固有の文化、生活に根ざして発展した祭や年中行事は、大和の地域文化への理解を深め、地域への愛着を育むことから、歴史文化施設のほか、学校や図書館、その他公共施設等でこれを知り、学ぶ機会を充実させます。

### 方 策 ②：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

映画やTV、CMなどの撮影ロケーション地としてのプロモーション、撮影支援を行うフィルムコミッション事業等を通じて、歴史が感じられる街並みや文化的な景観などの掘り起し、再発見を図ります。

### ③すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

#### **重点方策：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実** **エンパワーメント**

子どもや親子を対象とした芸術公演や体験ワークショップ、美術作品の見方を深めていく美術鑑賞授業など、あらゆる機関と連携を図りながら、全ての子どもが質の高い文化芸術に触れ、創造する楽しさやコミュニケーションの楽しさが実感できる機会を充実します。

#### **方策①：子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備**

子どもたちの文化芸術に対する興味、関心をより効果的に引き出すために、様々なジャンルにおいて、子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備を進めます。

#### **方策②：創造活動の成果を発表する機会の充実**

子どもを対象としたコンクールや発表会、展示会などの開催及び支援を行い、子どもたちが文化芸術活動を通して、自己表現を行うことのできる機会をつくれます。

#### ④文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

##### **重点方策：文化芸術活動を支える仕組みの整備** **エンパワーメント**

年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域に関わらず、文化芸術の振興を担う主体者として関わることのできる仕組みを整備するため、文化コーディネーターやボランティア等を育成し、活動を支援するための制度を設立します。

##### **方策①：若者の創造活動への支援**

豊かな才能を持った若者の創造活動の一層の促進を図るため、イラストレーションの分野のほか、音楽、演劇などの舞台芸術においても、創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会を提供していきます。

##### **方策②：伝統文化継承者の育成**

子どもたちが、大和の民俗芸能、伝統文化を習得できる機会をつくり、その継承者の育成につなげるとともに、無形民俗文化財の保存団体等が行う継承活動を支援、映像などによる記録保存を進めます。

## ⑤大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

### 重点方策：文化芸術に関する情報発信力の強化 プロモーション

文化芸術に関する情報を集約し、その魅力が適切に伝わるよう目的や対象を明確にしたうえで、スマートフォン等のICTを活用した幅広い情報発信に取り組みます。

#### 方策①：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

大和の文化芸術の魅力となっている「神奈川大和阿波おどり」や「中央林間手づくりマルシェ」、「渋谷よさこい」などの観光文化イベントの開催を支援します。また、やまと芸術文化ホールを中心とした大規模な文化芸術イベントを実施します。

#### 方策②：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

市内を中心に優れた創造、創作活動を行っている芸術家や、大和の文化芸術の発展に貢献された人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を大和の文化芸術の魅力として市内外へ発信します。

#### 方策③：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

やまと芸術文化ホールを拠点として、市内の各文化施設等との連携事業の展開を一層図り、地域が一体となって大和の文化芸術の魅力を広くアピールする取り組みを進めます。

## ⑥多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

### **重点方策：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実** オリジナリティ

「東京2020大会」を契機として実施される「文化プログラム」をはじめ、日本人市民、外国人市民がともにつくる文化芸術イベントの開催や外国人市民の一般公募展への参加を促進するなど、文化芸術に係る国際交流の充実を図ります。

#### **方 策 ①：海外都市との文化芸術交流の推進**

市民相互の国際理解と都市間の友好をさらに深めるために、大韓民国京畿道光明市をはじめとする海外都市との音楽や伝統芸能などの文化芸術交流を推進します。

#### **方 策 ②：世界の文化芸術に触れる機会の創出**

日本人市民と外国人市民との相互理解を促す契機とするため、「やまと国際交流フェスティバル」などを通して、外国の文化や芸術に触れる機会をつくれます。また、日本の伝統的な文化や地域の文化を外国人市民に紹介する活動を推進します。

(5) 本計画の体系図

条例で示す文化芸術振興の目的

- 心豊かで潤いある市民生活
- 活力ある地域社会

イメージ化

目指すべき姿

文化の薫るまち  
やまと

文化芸術振興の総合的かつ計画的推進

条例で示す文化芸術の

- 文化芸術を創造し、享受することが人々の生活に豊かさを生み出すこと
- 市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくること
- 市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の発展に資すること
- 守り育てられてきた文化芸術を継承すること
- 市民と市は協力し、連携する。

施策目標

市民の暮らしと文化芸術との  
つながりを深める

地域の文化を大切に守り、  
次代につなぐ

すべての子どもが文化芸術に  
親しめる環境をつくる

文化芸術の振興を牽引する  
担い手を育てる

大和の文化芸術の魅力を  
内外にアピールする

多文化共生社会の実現を目指し、  
様々な文化に親しめる環境をつくる



## の振興に当たっての基本理念

が人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、  
きる環境をつくる。  
化芸術の多様性を尊重する。  
承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する。

## 具体的方策

### 施策の方向性に基づく重点施策の選定

重点方策：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備

方策①：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援

方策②：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実

方策③：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

重点方策：歴史的資源の保存、継承、活用の推進

方策①：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実

方策②：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

重点方策：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実

方策①：子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備

方策②：創造活動の成果を発表する機会の充実

重点方策：文化芸術活動を支える仕組みの整備

方策①：若者の創造活動への支援

方策②：伝統文化継承者の育成

重点方策：文化芸術に関する情報発信力の強化

方策①：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

方策②：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

方策③：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

重点方策：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実

方策①：海外都市との文化芸術交流の推進

方策②：世界の文化芸術に触れる機会の創出



## 文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング

文化芸術振興の担い手と役割

モニタリング（計画の進行管理）

## (1) 文化芸術振興の担い手と役割

- ・ 条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。
- ・ 文化芸術振興施策の一体的、総合的な推進を図るため、市や芸術文化ホール運営者の役割を明らかにするとともに、市民、文化芸術団体などに次のような役割を期待します。

施策目標		重点方策および方策	
施策目標 1	市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	重点方策	誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備
		方策①	市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援
		方策②	芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
		方策③	文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進
施策目標 2	地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	重点方策	歴史的資源の保存、継承、活用の推進
		方策①	地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実
		方策②	大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信
施策目標 3	すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	重点方策	文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実
		方策①	子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備
		方策②	創造活動の成果を発表する機会の充実
施策目標 4	文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる	重点方策	文化芸術活動を支える仕組みの整備
		方策①	若者の創造活動への支援
		方策②	伝統文化継承者の育成
施策目標 5	大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする	重点方策	文化芸術に関する情報発信力の強化
		方策①	多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
		方策②	文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
		方策③	文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進
施策目標 6	多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる	重点方策	文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実
		方策①	海外都市との文化芸術交流の推進
		方策②	世界の文化芸術に触れる機会の創出

※◎印は中心的な役割を果たす担い手

		市民・団体 文芸連・芸術家	教育委員会 学校	民間事業者・ 民間文化施設	財団・観光協会 国際化協会	やまと芸術文化 ホール運営者	市
施策目標1	重点方策	○	○	○	○	◎	◎
	方策①	○		○		○	◎
	方策②	○		○	○	◎	○
	方策③	○		○		○	◎
施策目標2	重点方策	○		○	○		◎
	方策①		○		○		◎
	方策②				◎		◎
施策目標3	重点方策	○	◎	○	○	◎	○
	方策①	◎	○			○	○
	方策②		◎	○	○	◎	○
施策目標4	重点方策	○		○	○	○	◎
	方策①	○				◎	○
	方策②	◎					○
施策目標5	重点方策	○			○	◎	◎
	方策①			○	◎	◎	○
	方策②						◎
	方策③	○		○	○	◎	○
施策目標6	重点方策	○			◎		○
	方策①	○	○		◎	○	◎
	方策②	○	○	○	◎		○

## (2) モニタリング（計画の進行管理）

- ・施策目標に対応したモニタリング項目を設定し、計画の進行管理に使用します。
- ・計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会による点検結果と計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

施策目標	項目	第2期計画 目標値	現状数値	本計画 目標数値
施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	80.0% (2018)	65.9% (2018)	80.0% (2023)
	自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	40.0% (2018)	30.5% (2018)	40.0% (2023)
	文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合 ※1	56.4% (2018)	45.7% (2016)	59.7% (2023)
施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合 ※1	41.5% (2018)	38.3% (2016)	45.3% (2023)
	歴史文化施設の利用者数 ※2	51,300人 (2018)	54,443人 (2017)	61,200人 (2023)
	つる舞の里歴史資料館企画展の認知状況 ※3	—	13.8% (2018)	20.0% (2023)
施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	市立小・中学校それぞれの文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数の合計 ※4	3.9回 2.7回+1.2回 (2018)	4.7回 3.4回+1.3回 (2018)	5.0回 3.6回+1.4回 (2023)
	対話による美術鑑賞ガイドスタッフの年間授業参加延べ人数 ※5	—	542人 (2017)	600人 (2023)
	やまと子ども伝統文化塾の受講者数	1,000人 (2018)	1,063人 (2017)	2,200人 (2023)

施策目標	項目	第2期計画 目標値	現状数値	本計画 目標数値
施策目標4 文化芸術の振興を 牽引する担い手を 育てる	仮称：やまと文化芸術サポーター制度の設立 ※3	—	—	—
	イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	600人 (2018)	317件 (2017)	470件 (2023)
	イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作 依頼件数	30件 (2018)	22件 (2017)	40件 (2023)
	大和市文化祭・大和市さくら文芸祭一般公募展（書・絵画・ 写真・短歌・俳句・川柳）における若い世代の出品数 ※3	—	144点 (2017)	200点 (2023)
施策目標5 大和の文化芸術の 魅力を内外にアピ ールする	やまと芸術文化ホール年間利用者数	230,000人 (2018)	306,018人 (2017)	324,000人 (2023)
	やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数 ※6	620,000件 (2018)	594,284件 (2017)	598,000件 (2023)
	YAMATO ART100として採用した文化芸術イ ベント数 ※7	—	102件 (2018)	100件以上 (2023)
施策目標6 多文化共生社会の 実現を目指し、 様々な文化に親し める環境をつくる				
	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合 ※1	30.0% (2018)	22.3% (2016)	29.3% (2023)
	やまと世界料理の屋台村の認知状況	40.0% (2018)	16.3% (2018)	30.0% (2023)

※1 総合計画に関する市民意識調査で測定（次回の調査は平成31年度（2019年度）を予定）

※2 歴史文化施設3館のうち、郷土民家園の入園者数の集計方法を「記帳数」から「カウンター数」へ変更

※3 新設項目

※4 第2期計画では小・中学校を別項目で設定

※5 第2期計画では「ガイドスタッフの登録数」で測定

※6 第2期計画では開館からの「アクセス数の累計」で測定

※7 第2期計画では「YAMATO ART100来場者数」で測定





## 付属資料

大和市文化芸術振興基本計画（改定案）の諮問・答申

やまと市民討議会開催結果

モニタリング項目と目標数値の設定理由

大和市文化芸術振興条例

大和市文化芸術振興条例施行規則

(1) 大和市文化芸術振興基本計画（改定案）の諮問・答申

## (2) やまと市民討議会

### (3) モニタリング項目と目標数値の設定理由

項目	計算式等	現状数値	目標数値	目標値の設定理由
過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	65.9% (2018)	80.0% (2023)	10人中8人が文化芸術を鑑賞している状態にすることを目標としました。
自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	30.5% (2018)	40.0% (2023)	各事業において、文化芸術を体験する機会を増やし、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	45.7% (2016)	59.7% (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年2%ずつ伸ばすことを目標としました。
大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	38.3% (2016)	45.3% (2023)	文化財に対する関心を高める取り組みを進め、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
歴史文化施設の利用者数	郷土民家園（カウンター数）＋つる舞の里歴史資料館＋下鶴間歴史資料館利用者（入園者＋入館者）数	54,443人 (2017)	61,200人 (2023)	郷土民家園（カウンター数）、つる舞の里歴史資料館、下鶴間歴史資料館3館の入園、入館者数を過去5年の最高値（61,216人）を目標としました。
つる舞の里歴史資料館企画展の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	13.8% (2018)	20.0% (2023)	本イベントの魅力をPRし、認知状況を毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数	文化芸術鑑賞・体験授業の年間実施回数合計 ／全市立小学校数＋同／全市立中学校数	4.7回 3.4回＋1.3回 (2017)	5.0回 3.6回＋1.4回 (2023)	芸術鑑賞授業、対話による美術鑑賞授業をすでに全校実施していることや授業時間数に限りがあることから、毎年いずれかの学校で1回程度ずつ増やすことを目標としました。
対話による美術鑑賞ガイドスタッフの年間授業参加延べ人数	美術鑑賞授業に参加したガイドスタッフの年間延べ人数	542人 (2017)	600人 (2023)	子どもたちに質の高い美術鑑賞授業を提供するために必要なガイドスタッフの派遣人数（学校授業13人程度、美術館訪問16人程度）を確保することを目標としました。
やまと子ども伝統文化塾の受講者数	やまと子ども伝統文化塾の受講者数の累計	1,063人 (2017)	2,200人 (2023)	過去5年の最高年間受講者数（200人程度）を踏まえ、日本の伝統文化を習得した子どもを倍以上にすることを目標としました。

項目	計算式等	現状数値	目標数値	目標値の設定理由
仮称：やまと文化芸術サポーター制度の設立		—		
イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	イラストレーションデザインコンペに応募した人数の合計	317件 (2017)	470件 (2023)	過去5年の最高値(463件)を踏まえ、それを上回ることを目標としました。
イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作依頼件数	イラストレーションデザインコンペ入賞者にイラスト制作を依頼した年間件数	22件 (2017)	40件 (2023)	毎年3件ずつ増やしていくことを目標としました。
大和市文化祭・大和市さくら文芸祭一般公募展(書・絵画・写真・短歌・俳句・川柳)における若い世代の出品数	大和市文化祭・大和市さくら文芸祭一般公募展に出品した18歳以下の出品数	144点 (2017)	200点 (2023)	文化芸術の発表機会として活用してもらう取り組みを推進し、毎年10件程度ずつ増やしていくことを目標としました。
やまと芸術文化ホール年間利用者数	やまと芸術文化ホール(メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース)利用者数	306,018人 (2017)	324,000人 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数	やまと芸術文化ホールのホームページにアクセスした年間件数	594,284件 (2017)	598,000件 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	102件 (2018)	100件以上 (2023)	過去5年の最多採用数(103件)を踏まえ、現状を維持することを目標としました。
多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	22.3% (2016)	29.3% (2023)	第2期計画期間中の達成状況を踏まえ、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと世界料理の屋台村の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	16.3% (2018)	35.0% (2023)	国際化協会と協力し、本イベント魅力をPRし、2018年度の調査時に認知状況が最も高い大和市文化祭一般公募展(33.0%)を上回ることを目標としました。

## (4) 大和市文化芸術振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

### (市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

### (市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

### (子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

### (多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

### (文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

### (文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は10人以内とする。

### (顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

### (委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## (5) 大和市文化芸術振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるものに対して表彰する。
- (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるものに対して表彰する。
- (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。

2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰するものとする。

(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

大和市文化芸術振興基本計画[第3期] (案)

2019年〇月発行

発行・編集 大和市文化スポーツ部文化振興課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

TEL: 046-260-5222 FAX: 046-263-2080

E-mail: bu\_bunka@city.yamato.lg.jp

URL: <http://www.city.yamato.lg.jp/web/shakai/index.html>